

事 務 連 絡

令和6年7月18日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
労働部

「被用者保険の適用範囲」の拡大について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課より、厚生労働省における「被用者保険の適用拡大」の次の取組に関して、本会に周知依頼がありました。

厚生労働省では、被用者保険の適用範囲について、今後の対応の在り方について検討していくため、「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」を開催し、7月3日(水)に懇談会の議論の取りまとめを公表しております。(厚生労働省：「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」議論の取りまとめ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41109.html))

また、今般、労働者がいわゆる「年収の壁」を意識して就業調整をすることなく、社会保険に加入してもらえるよう、社会保険について広く周知するために、「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアルし、適用拡大について分かりやすく説明するための実践的なコンテンツ（別添1～4）を公表しております。(厚生労働省：社会保険適用拡大特設サイト (<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>))

つきましては、適宜、貴会会員企業の皆様に対し周知賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

(担当) 労働部 古田・菅原
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール rodo@zenken-net.or.jp